

## ○紀南地方老人福祉施設組合施設等管理規則

〔平成28年8月4日〕  
規程第13号

（目的）

第1条 この規則は、紀南地方老人福祉施設組合施設等の管理に関する必要事項を定め、もってその保全及び秩序の維持を図り、公務の円滑な遂行を期することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「施設等」とは管理者の管理に属する建物（附属する施設及び設備を含む。）及び敷地を、「係等」とは係及びこれに準ずるものをいう。

（施設等管理の基本原則）

第3条 施設等の管理に当たっては、事務の遂行が迅速適確に行われるよう秩序の維持に努めなければならない。

2 職員は、施設等の保全と秩序の維持について、常に積極的に努めなければならない。

3 施設等に入ろうとする者は、職員の執務を阻害し、又は他の者に迷惑を及ぼす行為をしないよう留意しなければならない。

（施設管理責任者）

第4条 施設等の管理に関する事務を行わせるため、施設管理責任者を置く。

2 施設管理責任者は、施設にあつては施設長をもって充てる。

3 施設管理責任者に事故があるとき、又は施設管理責任者が欠けたときは、施設管理者があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

4 施設管理責任者の所管する事務は、次に掲げるとおりとする。

⌘ 施設等の秩序の維持及び使用の規整に関すること。

✓ 施設等における火災及び盗難の予防に関すること。

■ その他施設等の保全に関すること。

5 施設管理責任者は、施設管理上必要がある場合は、当該施設等に勤務する職員を指揮監督する。

（室内管理者）

第5条 施設管理責任者を補助し、施設等の各室の管理に関する事務を行わせるため、係等の所管に係る室（専ら当該係等の用に供する室で職員室、会議室、倉庫及びこれに準ずる場所をいう。）に室内管理者を置く。ただし、管理者が必要がないと認めた施設等にあつては、この限りでない。

2 室内管理者は、係等の所管に係る室を使用する係等の主任をもって充てる。

3 室内管理者に事故があるとき、又は室内管理者が欠けたときは、室内管理者があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

4 室内管理者の所管する事務は、次に掲げるとおりとする。

⌘ 施設管理責任者の補助に関すること。

✓ 係等の所管に係る室の秩序の維持に関すること。

■ 係等の所管に係る室における火災及び盗難の予防に関すること。

□ その他係等の所管に係る室の保全に関すること。

（禁止行為）

第6条 施設等においては、次に掲げる行為をしてはならない。

⌘ 集団で示威又はけん騒にわたる行為をすること。

✓ 公務の執行を妨げ、又は妨げるおそれのある行為をすること。

■ 施設及び物件を損害し、施設等の美観を損し、又は不潔な行為をすること。

□ 施設等本来の用途を阻害し、又は阻害する恐れのある行為をすること。

■ 危険物を持ち込むこと。

✓ 所定の場所以外に物を置くこと。

♡ 施設に用務のない者が駐車すること。

♥ その他施設等の管理又は取締り上不相当と認められる行為をすること。

- 2 施設管理責任者及び室内管理者は、前項各号の規定に違反した者に対しては、直ちに施設等から退去させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられたものが物件を撤去しないときは、施設管理責任者及び室内管理者は、当該物件を撤去することができる。

（許可を要する行為）

第7条 施設等において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ許可申請書（様式第1号）を管理者に提出し、許可を受けなければならない。ただし、特別養護老人ホーム百々千園地域交流ホールにて次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、特別養護老人ホーム百々千園地域交流ホールの管理運営に関する規則（平成13年西牟婁郡老人福祉施設組合規則第 号）の規定による許可を受けなければならない。

◇ 組合の機関以外の者が主催する集会又は集団行進をすること。

✓ 公務以外の目的をもって、室その他の設備を使用すること。

■ 物品の販売その他これに類する商業的行為をすること。

□ 職員等に対する寄附金を募集し、署名を収集し、又はその他これらに類する行為をすること。

■ 宣伝その他これに類する行為をすること。

✓ ビラ、ポスターその他広告物の掲示及びこれに類する行為をすること。

♡ その他管理者において許可を必要と認める行為をすること。

- 2 管理者は、前項の許可をするに当たって必要があると認めるときは、その許可に必要な条件を付し、又は守るべき事項を指示することができる。

- 3 管理者は、前項の条件又は指示に違反する者があるときは、その者に対して違反事項の是正を命じ、又はその許可の条件若しくは指示を変更し、又は許可の取消しをすることができる。

第8条 管理者は、前条の規定により許可を与えたときは、当該申請者に施設使用許可証（様式第2号）を交付するものとする。

（中止命令等）

第9条 施設管理責任者及び室内管理者は、次の各号のいずれかに該当する者（次項において「違反行為者」という。）に対して、その行為の中止の勧告その他必要な指示をすることができる。

◇ 前条の規定による許可を受けるべき行為を許可を受けないで行っている者及び許可に付した条件に反して行っている者

✓ 施設等において、職員の面会を強要する者

■ 施設等において、銃器、凶器、爆発物その他危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者

□ 施設等において、建物、立木、工作物その他の施設を破壊し、損傷し、若しくは汚損する行為をし、又はこれらの行為をしようとする者

■ 施設等において、テント、なわばり、くいその他これらに類する施設物を設置し、又は設置しようとする者

✓ 施設等において、携帯用拡声器を使用し、放歌高唱し、その他施設等の静穏を害する行為をしている者

♡ 施設等において、旗、幕、プラカードその他これらに類する物を掲げている者

♥ 施設内において、職務に関係のない文書、図画を配布し、又は配布しようとする者

・ 施設等において、座り込み、立ちふさがり、ねり歩き、その他通行の妨害となる行為をしている者

・ 施設等において、職員の執務を妨害する者

・ 施設等において、金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売する者

・ 施設等において、たき火等火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者

・ 前各号に掲げるもののほか、施設等における秩序の維持、施設等の適正な管理又は災害の防止に支障のある行為をする者

- 2 施設管理責任者及び室内管理者は、違反行為者が前項の規定による勧告又は指示に従わない

ときは、当該違反行為者に対し、施設等への立入り若しくは施設等の使用を禁止し、又は施設等からの退去を命ずることができる。この場合において、違反行為者が前条の規定による許可を受けているときは、当該許可は取り消されたものとみなす。

（撤去命令）

第10条 施設管理責任者及び室内管理者は、次の各号のいずれかに該当する物件（この項及び次項において「違反物件」という。）がある場合において、その施設等における秩序の維持、施設等の適正な管理又は災害の防止のため必要があると認めるときは、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者（以下「所有者等」という。）に当該違反物件の撤去を命じ、又は自ら当該違反物件の撤去を行う等の必要な措置を講ずることができるものとする。

⌘ 第7条第1項の許可を受けないで、又は同条第2項により付された条件に違反して掲示されたビラ、ポスターその他の文書、図画

- ✓ 施設等に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物
- 施設等に設置されたテント、なわばり、くいその他これらに類する施設物
- 施設等に掲げられた旗、幕、プラカードその他これらに類する物
- 前各号に掲げるもののほか、施設等における秩序の維持、施設等の適正な管理又は災害防止に支障のある物

2 施設管理責任者及び室内管理者は、前項各号に掲げる違反物件の所有者等が同項の命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、又は施設等における秩序の維持、施設等の適正な管理若しくは災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、自ら違反物件を撤去することができる。

（集団立入の制限）

第11条 多数の者が陳情等の目的で施設等に立ち入ろうとする場合において、施設管理責任者又は室内管理者は、施設内の秩序の維持又は災害の防止のため必要があると認めるときは、施設等へ立ち入る者の人数、時間若しくは行動の場所を制限し、又は施設等への立入りを禁止する等の必要な措置を講ずることができる。

（退庁時の戸締まり）

第12条 職員は、退庁の際、その係の関係の窓及び独立の室の場合は、その出入口を完全に閉鎖しなければならない。

（盗難の届出）

第13条 係等において盗難があったときは、その係等の主任は、直ちにその品名、数量、保管の状況等を記載した書面をもって管理者に届け出なければならない。

（火災予防）

第14条 係等の主任は、火災予防について常に留意し、所属職員のうちから火元取締責任者を定め、火災予防に努めなければならない。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則（平成28年8月4日規程第13号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。